

和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県が「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務」を委託するにあたり実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めたものである。

1 委託業務概要

(1) 業務名

和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務

(2) 業務内容

「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務仕様書」のとおり

(3) 委託料上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)までとする。

ただし、報告書の提出等、成果物の提出期限は平成29年12月15日(金)までとする（国の I R に関する法制度の成立状況により、提出期限を延長する可能性あり）。

(5) 支払い条件

前金払及び部分払は無しとする。

2 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 国税又は都道府県税の滞納がない者であること。
- (6) 複数の事業者による共同体として提案する場合には、次の要件を満たすこと。
 - ・ 共同体の幹事者を決め、共同体に所属するすべての事業者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。
 - ・ 事業者は複数の共同体に所属することはできない。また、共同体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
 - ・ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、

事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

- ・幹事者及び共同体は、上記（１）～（５）のすべてに該当する必要がある。
- ・提案書提出後は、共同体に所属する事業者を変更することはできない。

3 全体スケジュール

○公募開始（公告）	平成29年8月7日（月）
○質問受付期間（様式1）	平成29年8月7日（月）～同月15日（火）
○参加表明書の受付期間（様式2）	平成29年8月7日（月）～同月15日（火）
○質問回答期間	平成29年8月18日（金）まで随時
○提案書等の提出期限（様式3～5）	平成29年8月23日（水）
○プレゼンテーション及び審査	平成29年8月30日（水）（予定）

4 質問

本プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問票（様式1）を電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名を「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザリー業務にかかる質問」とすること。

（1）受付期限

平成29年8月15日（火）17時まで

（2）送付先

和歌山県企画部企画政策局企画総務課

代表メールアドレス e0201001@pref.wakayama.lg.jp

（3）回答

質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答する。

なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するもの、積算に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

5 プロポーザルへの参加表明

本プロポーザルに応募する場合は、公募型プロポーザル参加表明書（様式2）を電子メールにより提出すること。参加表明書を受け付けた後、「和歌山 I R 基本構想素案」を電子データにて提供する。

なお、電子メールの件名を「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザリー業務にかかるプロポーザル参加表明書」とすること。

(1) 提出期限

平成29年8月15日(火) 17時まで

(2) 提出先

和歌山県企画総務課 代表メールアドレス e0201001@pref.wakayama.lg.jp

6 企画提案書類の提出

(1) 企画提案書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。

ただし、企画提案書類の提出日において、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをもって下記カ～サの書類に代えることができるものとする。

また、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

ア 応募申請書(様式3) ……1部

イ 応募資格に反しない旨の誓約書(様式4) ……1部

ウ 企画提案書(様式任意) ……正本1部・副本5部

A4版、ページ数は問わない。カラーを使用する場合は、正副ともにカラーとすること。また、企画提案書には以下の項目を必ず記載又は添付すること。

(ア) 業務実施体制(人員・体制)

(イ) 実施スケジュール

(ウ) 平成24年度以降における国や地方自治体での同様の受託実績

(最大5件まで。契約書の写しを添付すること)

(エ) 配置予定者の経歴

エ 見積書及び積算内訳書(A4版、様式任意) ……正本1部・副本5部

オ 提案者の概要が分かるもの(会社概要紹介のパンフレット等) ……1部

カ 役員等に関する調書(様式5) ……1部

キ 団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 ……1部

ク 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 ……1部

ケ 印鑑証明書 ……1部

コ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書 ……1部

サ 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書 ……1部

(2) 提出方法

提出場所に直接持参又は郵送(書留郵便又は配達証明)によることとする。

(3) 提出期間

平成29年8月23日(水)までとする。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法

律178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県 企画部企画政策局 企画総務課 (和歌山県庁本館4階)

7 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

ア 直接、間接を問わず、故意に選考委員に接触を求めた場合。

イ 他の提案者と企画提案の内容又は提案の意志について相談を行った場合。

ウ 事業者選定が終了するまでの間に、他の提案者に対し提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

オ 応募資格に違反すると認められる場合。

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

ア 同一提案者が2件以上の提案をした場合。

イ 所定の提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合。

ウ 本実施要領に示した委託料上限額を超えた見積額を提示した場合。

(3) その他

ア 企画提案書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 本プロポーザルに参加する者は、企画提案書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

ウ 一旦提出された企画提案書類は、理由の如何に関わらず、これを差し替え、書き換え、追加または撤回をすることができないものとする。

エ 提出された企画提案書類は返却しない。

なお、提出された企画提案書類は、本企画提案の審査以外には使用しない。

オ 関係書類の提出及びプレゼンテーションは日本語で行うこと。

8 委託候補者の選定方法及び公表

(1) 選定方法

事業者の選定は、県が別に定める「和歌山県企画部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」(以下「審査委員会」という。)の審査により行う。

なお、審査委員会は、別表審査項目に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

(2) 審査委員会

ア 開催日・場所

平成29年8月30日(水)(予定)

プレゼンテーション審査の開催時間及び実施場所等は、別途電子メールで通知する。

イ 1提案者あたりのプレゼンテーション時間

プレゼンテーション 20分以内

審査委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用して行うこととし、プロジェクタ等の使用は認めない。

(イ) プレゼンテーションへの参加は、1提案者あたり3名以内とする。

(ウ) 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査項目及び評価

別途定める「和歌山IR基本構想策定に係るアドバイザー業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

(4) 委託候補者の選定

ア 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を委託候補者とする。

イ 最高評価点の者が複数となった場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

ウ 提案者が1者の場合は、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに参加者全員に文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県企画総務課ホームページにて公表する。

ア 委託候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の者の評価点(提案者名は公表しない)

9 委託契約について

(1) 契約の締結

選定した委託候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の仕様の内容を確定し、契約を締結する。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価点が次点の者と協議を行う。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回

以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

(3) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

ア 提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合。

イ 事業者に重大な瑕疵がある場合。

ウ 業務遂行の意思が認められない場合。

エ 業務遂行能力がないと認められる場合。

オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合。

10 業務の適正な実施に関する留意事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われるものについては、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本件業務に関し、受託事業者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

(4) 著作権

成果物にかかる著作権の全て（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、和歌山県に帰属するものとする。

11 問い合わせ先

和歌山県企画部企画政策局 企画総務課 （担当：鶴野）

住 所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話 073-441-2334

FAX 073-422-1812

電子メール e0201001@pref.wakayama.lg.jp